平成30年度 第3回東京都住宅政策審議会企画部会

平成31年1月18日(金) 都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午前9時31分開会

○増田住宅政策課長 大変お待たせいたしました。

本日は大変お忙しい中、東京都住宅政策審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。まだお見えでない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第3回東京都住宅政策審議会企画部会を開会いたします。

事務局を務めさせていただいております都市整備局住宅政策課長の増田でございます。 よろしくお願いいたします。失礼ですが、座って進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず委員の方々に、御発言される場合のマイクの操作方法を御説明いたします。

マイクの根本部分の右側にありますスイッチを押していただきまして、赤いランプの点 灯を確認された後、御発言をいただきたいと存じます。また、発言終了後は、再度スイッ チを押してランプが消えることを御確認くださいますようお願いいたします。

次に、お手元にお配りいたしました資料について確認をさせていただきます。

議事に関する資料といたしまして、資料-1平成30年度第2回東京都住宅政策審議会企画部会(平成30年11月13日)における主な御意見の概要、資料-2中間のまとめ(素案)の概要、資料-3中間のまとめ 素案、資料-4住宅政策審議会審議スケジュール(予定)、参考資料-1としまして諮問事項に係る検討資料(第1回企画部会配付資料)、参考資料-2都営住宅の現状(資料集)(第1回企画部会配付資料)、参考資料-3諮問事項に係る検討資料(その2)(第2回企画部会配付資料)、以上7点を御用意させていただいております。このほかに本日の座席表、それから次第、本企画部会の委員それから専門委員の方の名簿、それから企画部会幹事・書記名簿、御意見提出様式、以上の資料を机上にお配りしております。

本日の会議は、会議次第にございますように、おおむね午前11時30分までを予定しております。

それでは、今後の議事進行につきましては部会長にお願いいたします。 大月部会長、よろしくお願いいたします。

○大月部会長 皆さん、おはようございます。

議事に先立ちまして留意事項を述べさせていただきます。

本日の資料につきましては、会議の終了後、ホームページに掲載させていただきたいと 思います。本日いただいた御意見は、要旨にまとめ、次回の企画部会で御紹介いたします。 また、議事録につきましても、発言者に御確認をいただいた上で、発言者の氏名を記載した形で全文をホームページにより公開させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

まず、事務局のほうから、議事(1)東京都住宅政策審議会企画部会(平成30年11月13日)における主な御意見について御説明をお願いいたします。

○尾關計画調整担当課長 本審議会の事務局を務めております住宅政策推進部計画調整担 当課長の尾關と申します。よろしくお願いいたします。失礼ですが、座って御説明をさせ ていただきたいと思います。

右上に資料-1と書いてございます平成30年度第2回東京都住宅政策審議会企画部会 (平成30年11月13日)における主な御意見の概要という資料をごらんください。前回の第 2回企画部会における皆様方からの御意見をまとめたものでございます。

なお、こちらに関しましては、審議会の終了後に別途頂戴した御意見も含みます。また、 前回と同じように分野ごとにまとめて掲載してございます。

まず、「子育て世帯への支援」と冠しまして5点ほど御意見をまとめております。期限 つき入居制度に関することですとか、あと募集の周知に関することですとか、そういった 御意見をまとめております。

続きまして、「高齢者への生活支援サービス」といたしまして3点ほど御意見を掲載してございます。

続きまして、下の「巡回管理人について」ということで、次のページにわたりまして7 点ほどまとめております。こちらは、主に高齢者へのサービスというところに含まれる話 というところもございますけれども、この事案についてはいろいろ御意見をいただきまし たので別建てでまとめてございます。巡回管理人の役割ですとか民間との比較ですとか、 そういったところに関して御意見をいただいてございます。

続きまして、「まちづくり、地域との連携」といたしまして1点御意見を掲載してございます。

続きまして、「労働政策との連携」というところで、こちらは主に若年単身者に関する ところにつながるかと思いますけれども、こちらに関して考え方や活用について2点御意 見を掲載してございます。

最後に、次のページ、「公平性の担保、管理の適正化」ということで2点御意見をお載せしております。都営住宅の住戸の活用に関する入居者の考え方ですとか、そういったと

ころを掲載してございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○大月部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから意見の概要について説明がありましたが、これまでのところ で御質問等があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。

議題の2番目としまして、中間のまとめ(素案)について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

なお、中間のまとめ(素案)につきましては、来月に予定されております第2回の審議会において、この企画部会からの提案として提出し、審議いただく予定としております。

それでは、御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○宮崎管理制度担当課長 都営住宅経営部で管理制度担当課長をしております宮崎と申します。よろしくお願いいたします。失礼ですが、着座して説明をさせていただきたいと思います。

A3判の資料-2中間のまとめ(素案)の概要と資料-3中間のまとめを御用意いただきたいと思います。

では、まず資料-3をごらんください。

本部会がまとめます「都営住宅における管理制度等の在り方」につきまして、これまでの議論をもとに、前回の部会以降、部会長を初め個別に委員の皆様からのお話、いただいた意見を踏まえまして素案としてまとめさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして2ページをごらんください。

目次で全体像を御確認いただきたいと思います。全体で5章構成となってございます。

第1章ですけれども、「I都営住宅の管理・供給の基本的考え方」としまして、都営住宅の役割及び状況、入居者の高齢化・単身化、都営住宅団地の多世代共生について述べてございます。

次に、第2章と第3章、これらはその内容が対になるものでございますけれども、第2章におきまして、諮問を受けた事項、子育て世帯への支援、単身者の入居制度、高齢者への生活支援サービスについてそれぞれ課題を挙げてございまして、第3章におきまして、

これに対応する形で政策展開の方向性を述べてございます。

そして第4章では、これら施策を着実に展開するに当たって必要な点をまとめてございます。

第5章では、これまでいただいた御意見の中で、さらに検討を行うことが必要な課題に つきまして、次期住宅マスタープランの策定時に検討するものとしてまとめたものでござ います。

末尾には参考資料としまして、用語解説、諮問文のほか委員名簿、審議経過、概要について添付する予定でございます。

右側のページ、3ページの「はじめに」をごらんいただきたいと思います。

ここでは、審議会から検討の付託を受けた本部会としての認識を示してございます。

具体的には、都営住宅の入居は、都内平均以上に高齢化・単身化が進んでおりまして、 今後もさらに進むものと見込まれること、都では、条例に基づき策定した6次にわたるマ スタープランにおきまして、都営住宅を住宅に困窮する都民への住宅セーフティーネット の中核として位置づけ、住宅困窮者に適切に住宅を提供してきたこと、特に近年は期限つ き入居の募集など、子育て世帯向けの各種政策に取り組んできたことを述べてございます。

一方で、若年単身者などのように新たな住宅困窮者の存在、応募倍率にばらつきがある こと等によりまして空き住戸が見られるなどの事象も発生しております。

こうした社会経済状況の変化のもと、将来を見据えて都営住宅ストックをさらに有効活用して、さまざまな世代が共に暮らし支え合える多世代共生を実現していく必要があるものとしてございます。

以上のような認識のもと、今後の具体的な施策の展開の方向性等につきまして取りまとめ、中間のまとめとして報告するものでございます。

ここから先はA3判の資料-2をもとに説明いたしますけれども、章ごとの締めでは、 概要に記載し切れなかった部分につきまして必要に応じて資料-3をごらんいただきなが ら補足説明をさせていただきたいと思います。そのため、この2つの資料を行ったり来た りすることになると思いますが、御了承いただきたいと思います。

では、早速A3判の資料をごらんいただきたいと思います。

第1章の「都営住宅の管理・供給の基本的考え方」でございます。

「都営住宅の役割及び状況」についてでございますが、先ほども申し上げましたが、都 営住宅は都内における住宅セーフティーネット機能の中核を担っております。建てかえや 修繕等を通じて既存ストックを有効に活用して、引き続きその役割を果たしていく必要が ございます。

また、都営住宅の管理につきましては、地方自治法に基づきまして東京都住宅供給公社を指定管理者として指定し、使用料の徴収、施設管理等を実施してございます。

次に、「都営住宅入居者の高齢化・単身化」についてでございます。

都営住宅は、都内の高齢化平均を上回るスピードで高齢単身化が進んでおりまして、名 義人が65歳以上の世帯は約67%で、その半数は単身世帯となってございます。

このまま高齢化が進んだ場合には、その割合は近い将来70%を超えるものと推測されます。

次に、「都営住宅団地の多世代共生」についてでございます。

都営住宅では、日常的なかかわり合いや交流を通じまして団地内の地域社会のつながりを育んでまいりました。この中核をなすのが自治会でございますけれども、高齢単身化が進行する中、自治会活動での支障、機能低下が顕在化してございます。

そこで、子育て世帯等も含め、日常的に交流を行い、さまざまな世代が共に健やかに暮らす超高齢社会にふさわしい新たな多世代共生を実現していく必要がございます。

ここで資料-3の中間のまとめの本文をごらんいただきたいと思います。

これまでの説明では、第1章として4ページから6ページに記載がございます。

都営住宅の役割、状況につきましては、先ほど申し上げましたように、都営住宅の役割、 そして管理、ストックの状況についてまとめてございます。また、概要には記載がありま せんが、経営状況について、収入確保の取り組みとあわせて記載してございます。

5ページには、概要にもありますとおり、入居者の高齢化・単身化、続いて多世代共生 について触れてございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。 2 段落目以降になりますけれども、一部の 団地では、福祉を担う団体などによりまして入居者に対するサービスが提供されておりま すので、この点につきましての例でございます。

まず、北区の桐ヶ丘アパートでは、地元の社会福祉法人が団地商店街の空き店舗を活用しまして、地域住民が集う場所として常設のサロンを設置しております。このサロンは住民主体で運営されておりまして、入居者を初めとして地域から高い評価を得ているものでございます。

また、新宿区の戸山ハイツアパートでは、団地内の空き店舗を活用しまして、民間事業

者により医療と介護の拠点となる「暮らしの保健室」が運営されておりまして、常駐する 看護師やボランティアが入居者からの生活相談に気軽に応じたり、住民同士の情報交換を 推進してございます。

さらには、団地内の住民組織が、大学の協力や助言を得ながらコミュニティカフェやイベント等を開催しているところでございます。

恐縮ですが、A3判の資料-2にお戻りください。

第2章の「都営住宅の管理制度の課題等」でございます。

都営住宅におきましては、高齢化・単身化が進行する中、住宅ストックを有効活用しまして、高齢者が安心して暮らせる環境整備、若年ファミリー世帯の入居促進等により多世代共生を推進していくことが求められております。

以下、諮問に沿いまして3つの論点に沿って課題を整理してございます。

まず、「1子育て世帯への支援」でございます。

一般募集とは別の若年夫婦・子育て世帯向けの定期使用住宅の募集倍率が低下傾向にございまして、これら住戸は期限を10年間としておりますが、平均入居期間は約5年となっております。

また、現在の応募資格では、両親のいる世帯と比較して経済的に困窮し、住宅面での支援を必要としていることが多いとされております、ひとり親世帯を対象としておりません。 こうしたことから、子育て世帯の住宅困窮状況、ニーズに対応できるよう、期限つき入居制度の期限、対象を見直す必要がございます。

また、制度の存在、仕組みにつきまして、対象の若年ファミリー世帯に向けたわかりやすい周知・広報が必要であるという課題設定をしてございます。

次に、「2単身者の入居制度」でございます。

いわゆる就職氷河期世代の方々などの若年単身者の生活の基盤づくりや、家族形成に資する観点から住宅政策面での対応が求められているところでございます。

現在、単身者向け住戸の応募倍率は、特に利便性の高い地域で高い水準にある一方、地域によってはファミリー世帯向け住戸に応募割れが発生している団地もございます。

また、自治体によっては大学と連携して学生向けの空き住戸を提供しているところもあり、こうした事例をもとに都営住宅における学生入居の条件整備をする必要がございます。こうしたことから、住宅に困窮する単身者にも都営住宅を提供できるよう、既存ストック活用のもと、入居資格の範囲の見直しや新たな提供方法の検討が必要であるという課題

設定をしてございます。

次に、「3高齢者への生活支援サービス」でございますが、高齢者の生活支援サービス は、都や指定管理者が住宅管理の一環として行うほか、区市町村の福祉部門や関連団体等 により提供する場合がございます。

都では、指定管理者の職員である巡回管理人が定期的に高齢者世帯等を訪問しているものの、その本務は住宅管理であることから、増加する高齢者の見守りを専門的に担うことは容易でない状況にございます。

また、都営住宅の建てかえに当たりまして、地元区市町の要望を踏まえ高齢者施設等を併設するほか、買い物弱者を支援するため、市や民間事業者と協力して移動販売サービスを実施しております。

こうしたことから、都のみならず、他の行政機関やNPO、民間事業者等との連携によりまして生活支援サービスを量的・質的に充実させることが望まれているところでございます。

これら第2章につきましても、資料-3の本文をごらんいただきたいと思います。 7ページから10ページに記載がございます。

7ページには、「子育て世帯への支援」としまして、都が実施している子育て世帯への 支援、とりわけ今回の論点となってございます期限つき入居制度につきまして、制度導入 の経緯、運用状況等、改善の必要について8ページにかけてまとめてございます。

同じく8ページには「単身者の入居制度」としまして、都営住宅がもともと家族向けに整備されてきた経緯から単身者の入居は認めておりませんでしたが、社会情勢の変化に応じまして単身者に入居資格を認め、その資格を変遷させてきた経緯があること、近年は、就職氷河期世代に代表される若年単身者も住宅困窮者としまして住宅政策面での対応が求められるというような社会的要請が高まっていると、そういった趣旨でまとめてございます。

これに続きまして、9ページにかけて単身者向け住戸のあっせん基準とストックの有効 活用、大学との連携による学生の入居について触れてございます。

9ページの「3高齢者への生活支援サービス」につきましては、生活支援サービスの担い手について説明した上で、10ページにかけて都と指定管理者の生活支援サービスについてまとめてございます。

また、ページ半ばからは、建てかえによる高齢者施設等の整備に当たり、地元区市町と

連携していること、また、買い物弱者支援につきましては、地元市や民間事業者と協力して実施していること、さらに、団地によってはNPOや社会福祉法人等がコミュニティカフェを実施している例もあることについても触れてございます。

恐れ入りますが、A3判の資料-2をごらんいただきたいと思います。

「Ⅲ具体的な施策の展開の方向性」についてでございます。

これは、先ほどの第2章を受けまして3つの構成でまとめさせていただいております。 これが最終的な審議会の提言となる部分でございます。

まず、「1子育て世帯への支援の一層の充実」についてでございます。

期限つき入居の期間延長につきましては、就学期に応じて入居期間を延長することができる仕組みを整備するべきであり、延長期間としては高校修了期が適当としてございます。また、期限つき入居制度の対象としましては、ひとり親世帯を対象とすることが適当であり、地域に溶け込み生活ができるよう、募集の告知や住戸の選定にも配慮することが求められるとしています。

さらに、制度の周知が不十分であることを踏まえ、子育て世帯に必要な情報が確実に届くよう入居制度の概要を初め、応募倍率が現在比較的入居しやすい状況にあることについて、広告媒体の設定や募集案内の記載内容等、効果的な周知方法を検討し、実施するべきであるとしてございます。

次に、「2単身者の入居制度の拡大」についてですが、いわゆる就職氷河期世代等の若年単身者につきましては、生活の基盤となる安定した住宅を提供するため、低倍率の住戸や入居期限など一定の条件を付した上で入居資格を認めることが適切としてございます。

また、単身者向け住戸につきましては、家族向け住戸と比べて数が少ないことから、応募割れしている住戸がある地域などにおきまして、建てかえの型別供給基準との整合を図りながら、単身者向け住戸のあっせん基準を弾力的に運用するなどして住宅ストックの有効活用を図るべきとしてございます。

さらに、他の事業主体との連携等としまして、都等における就労支援策と連携し、低収入で住宅に困窮する若年単身者の入居を進めるべき、また、多世代による良好なコミュニティを形成するため、建てかえ用に確保している住戸について、大学等と連携した学生の入居を検討するべきとしてございます。

次に、「3高齢者への生活支援サービスの向上」についてでございますが、入居者の高齢化・単身化に伴いまして、都と指定管理者は、民間事業者による移動販売等のような生

活支援サービスをさらに充実させていく必要がございます。

その際、社会福祉協議会、NPO等の地域を支えるさまざまな主体と連携した取り組みが必要となります。巡回管理人には、入居者の福祉・生活支援ニーズを地域包括支援センター、民生委員等につなげていく役割が求められることから、福祉的な資質の向上に努めるべきとしてございます。

また、都営住宅内の集会所や敷地を民間事業者等がイベント等のスペースとして活用できるスキームを構築することと等によりまして高齢入居者間の交流を図るなど、多様な主体による見守りの充実を図るべきとしてございます。

さらに、高齢化の進む自治会活動への支援としまして、現在実施しております共益費の 直接徴収を、情報提供や広報を通じまして積極的に推進していく必要がございます。

また、建てかえによる創出用地を活用し、民間事業者の資力、知見・ノウハウを活用し た取り組みを積極的に進めていくべきとしてございます。

恐れ入ります、資料-3の本文をごらんいただきたいと思います。

今、御説明しました第3章につきましては、11ページから13ページに記載がございます。 まず、11ページには「1子育て世帯への支援の一層の充実」としまして、期限つき入居 期間の高校修了期までの延長、ひとり親世帯への対象拡大、そして制度の周知について記 載がございます。

そして、12ページには「2単身者の入居制度の拡大」としまして、若年単身者の入居資格の拡大、単身者向け住戸あっせん基準の弾力化、就労事業他の事業主体との連携等について記載しております。

この点につきましては、具体的に都の福祉保健局が実施しておりますTOKYOチャレンジネットにも言及しまして、低収入で住宅に困窮する若年単身者の入居を進め、その充実を図るべきとしてございます。

また、学生の入居による住宅ストックの活用にも触れてございます。

次に、「3高齢者への生活支援サービスの向上」ですが、13ページにかけて、生活支援サービスを向上させていくため、都や指定管理者に新たな役割が求められていること、高齢者世帯と子世帯の近居の仕組みとして実施してございます「親子ふれあい住み替え募集」に引き続き取り組む必要があるとしてございます。

それに続きまして、生活支援サービスを充実させていくためには、地域福祉や民間事業 者等との連携が必要でありまして、巡回管理人はそのつなぎとしての役割が求められてい ること、民間事業者等多様な主体による見守りが必要である旨を記載してございます。

さらに、自治会活動への支援と創出用地の活用についての点でございますが、創出用地につきましては、八王子市の長房団地における民間事業者による生活支援施設の設置を例に挙げさせて、こうした取り組みをさらに進めていくべきだというふうにしてございます。 恐れ入ります、またA3の資料-2の概要にお戻りいただきたいと思います。

3章に述べた施策を着実に推進するために、第4章としまして「W施策の着実な推進に 向けて」としてまとめてございます。

まず、「適切な広報ときめ細かい情報発信」ですけれども、広報に際しましては、必要とする情報が適切に行き渡るよう、さらなる効果的な手法を考えるべきであるということ。 また、都営住宅の存在意義や先駆的な取り組みも知ってもらえるよう、イメージアップ戦略についても検討することが望ましいとしているところでございます。

次に、「区市町村や民間との連携の強化」でございます。

これまでも何度か触れてまいりましたが、非常に大切なことですので特出しして項目を 設けてございます。

都は、区市町村、特に福祉部門と密接に連携を図り、福祉に関する人材や体制、民間によるサービス、介護保険制度などを生かしながら、都営住宅に居住する高齢者、障害者、 子育て世帯等のさまざまな困窮者を支援していくことが必要としてございます。

資料-3の本文では、この点は14ページにまとめてございます。ほぼ概要と内容は合っているかと思いますので、細かな説明は省略させていただきます。

大変恐縮ですが、また資料-2にお戻りください。

「V引続き検討を要する課題」でございます。

ここでは、これまでいただいた貴重な御意見のうち、さらに検討すべき課題で次期住宅 マスタープランの策定時に合わせて検討すべきものを3つに分けてまとめてございます。

まず、1つ目としまして「地域における都営住宅の在り方」についてですが、都民が住 みなれた地域で住み続けられるよう、都営住宅には地域のニーズや個々の世帯のさまざま な住宅困窮状況に能動的、機動的に対応していくことが期待されております。

次に、2つ目としまして「都営住宅の管理制度について」でございます。

まず、都営住宅は、制度創設時は同居親族を有する家族世帯を対象としてきましたが、 今後の制度設計におきましては、高齢化・単身化の進行を十分に認識し、考慮することが 求められるということでございます。 次に、住宅困窮者に対しまして、社会情勢の変化に応じて的確に住宅を供給していく視点から、その対象の設定については、都の政策課題に沿って総合的に検討する必要がございます。これに基づき既存ストックを有効活用しながら、施策の実施規模や対象者の範囲、優先順位等を検討していく必要がございます。

次に、都営住宅を子育て世帯に供給する場合、その政策効果は次世代で明らかになる場合があり、今後、中長期的な施策の評価も検討の余地があるものと考えてございます。

次に、都営住宅におきましては、立地や募集方針の違い等によりまして応募倍率に大きな差が見られます。その間接的な要因としましては、入居者が受ける受益と家賃負担の相対的なアンバランスもあるものと考えられます。そのため、地価や設備を要素とします利便性係数の設定については、将来的に検討することも考えられます。

また、入居者によるリフォームを一定の範囲内で認める等の魅力つけを行うことで、入 居申し込みを誘引することもできるのではないかと考えられるところでございます。

最後に、3つ目としまして「多世代共生に配慮した都営住宅の整備」についてでございますが、都営住宅の整備におきましては、住戸の間取り、住棟の配置、外構計画等につきまして、入居者間や近隣住民との多世代交流が図れるような工夫を図るべきとしています。その際、入居者の利便性向上や自治会活動の活性化に資するよう、宅配ボックス、防災用資機材の保管場所の設置等について検討することが望ましいとしてございます。

また、入居者の健康増進、疾病予防や介護予防の観点から、都営住宅ストックにおける 省エネ、断熱性能について調査し、改修により性能向上を図ることを検討していく必要が ございます。

第5章につきましては、資料-3の本文の15ページから16ページにまとめてございます。 内容については、ほぼ今御説明したとおりですけれども、15ページの中ほど、そこで2 項についてでございますが、単身者の新たな住まい方の検討として、応募割れしている住 戸を活用した「シェア居住」の試行導入についても引き続きの検討課題として検討しているところでございます。

本文は以上でございまして、17ページ以降には用語解説、諮問文、委員名簿、企画部会の審議経過を添付してございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○大月部会長 ありがとうございました。

今、御説明いただきましたこの案をもとに本日の議論を踏まえて、来月2月7日に開催

予定の住政審に報告する予定です。その後もパブコメが予定されておりますので、現時点で修正すべき点や追加すべき点などについて御意見をいただければと思います。

いただいているお時間は90分ぐらいで、11時25分ぐらいまでじっくり御意見をお伺いしたいと思います。

御意見等ございませんでしょうか。

では、浅見先生、お願いします。

○浅見委員 ありがとうございます。

まず、幾つか制度の変更をしようとしているんですけれども、その制度の変更のプライオリティーをどうするかということについての判断基準というのがちょっと示されていないような気もいたしまして、これはもう少し入れたらいいかもしれないというふうに考えています。

一般論として、恐らく2つのことがあり得るのかなと思うんですが、基本的に都営住宅というのは、住宅に困窮する方に入っていただくということで、より困窮している方はより優遇というんですかね、よりプライオリティーを高くするということになると思います。そういう意味で考えますと、困窮度が高いほうが期間が長くなる、期限が長くなるというふうに考えるのが妥当ではないかと思われるのと、それから、その後世帯の状況が変化することが想定される場合とされない場合でありますと、想定される場合のほうが定期的な入居資格のチェックという意味では期限を設けて、また期限が来たときにまた引き続き満たしている場合、もしくは困窮度がさらに高まっている場合には引き続き入居するということになると思うんですが、何かそういう大きなプライオリティーを考える上での考え方というのを少し示したほうがいいかなというふうに思います。

今の基準に照らしますと、例えば、1のほうで子育て世帯への支援の一層の充実というのがありますけれども、恐らくここの中では、どちらかといえば、ひとり親世帯の入居対象のほうが入居期間の延長よりはプライオリティーが高いんではないかというふうに思います。そういうことで、例えば単身者も同じだと思うんですけれども、例えば大学生を入居させるという場合に、その大学生というのは、一つには非常に短期で、長期的には建てかえ等で変わるかもしれないというのを入れるというふうにあるんですが、それにプラスして、できれば団地における学生の貢献というのも少し入れてもいいかもしれない、何かある種のポイント制みたいなことも含めて入れるということで、他にプラスになるために入居を促進するという要素も加味してもいいのかなということで、そういった団地経営全

体としてプラスになるように、またその制度の趣旨に合った形でより進むような、そういった考え方をちょっとどこかに入れて、その意味で、こういったものをいろいろ検討いただくといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございました。

今の御意見は、対象者になる方のプライオリティー、困窮度をどうやって測っていくかという御指摘だと思いますが、このまとめの素案の15ページの引続き検討を要する課題の2の管理制度の中に若干そういう記述があって、これは以前、有田先生の方から、「真の弱者というのは誰か」という、非常に公共政策上重要な課題が提示された点と、この会議において幾つか御指摘をいただいた点を踏まえて、15ページの下の文章の2段落目、3段落目あたりに対象の設定についての検討とかが若干書いてはいるんですが、もっと明確に書いたらどうかという、そういう御趣旨かと思いますが、事務局のほうの御意見はいかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 貴重な御意見ありがとうございます。

今、部会長から御説明いただきましたけれども、私どももプライオリティーということを意識いたしまして、15ページの中ほどに記入させていただいているところでございますけれども、もう少し明確にということでございましたら、ちょっとその表記につきましてはまた検討させていただきたいというふうに思ってございます。

なかなか都営住宅、その対象の方についてのプライオリティーというのは非常にやっぱり難しい面がございまして、単身者の入居資格を拡大してきたというようなことに見られますように、その時代状況に応じてやはり都営住宅に求められる役割というのは変わってくるというふうに認識がございまして、その都度修正を加えてきたというふうに認識してございます。まさに、今回の住宅政策審議会で御議論いただいてございます子育て世帯へのさらなる支援ですとか、それから若年単身者への支援、高齢者の生活支援サービスの拡充といったものが現代の状況におきましてはプライオリティーの高いものというようなことで審議事項ということでさせていただいているところでございまして、今後とも検討はしていきたいというふうに思ってございます。

また、浅見委員から御指摘いただきました、例えば期限つき入居期間の延長でございますけれども、こちらに関しましても、一旦その権利を得た方がそのまま非常に長い期間住み続けるというようなことになってはいけないということでございまして、やはり住宅困

窮度というのもございますので、この辺に関しましても一定のそういったチェックといったようなものは必要であろうかなというふうに考えてございまして、今回の中間まとめではその要素というのは書いてございませんけれども、その制度設計の段階ではつかまえていかなくてはいけないことだろうなというふうに考えてございます。

また、この中のひとり親世帯のほうがプライオリティー高いという御意見頂戴いたしましたけれども、子育て世帯につきましては、現在のところは高校修了期まで定期使用住宅の入居期間を延長するというふうに考えてございまして、これはひとり親世帯も両親世帯も同じ考えでございまして、さらに、そもそも定期使用住宅の対象になってございませんひとり親世帯につきまして、今回加えようということでございますので、こちらのほうはそういう御理解でお願いしたいというふうに思ってございます。

以上です。

○大月部会長 浅見先生、よろしいでしょうか。

後段のほうの家族の状況変化の定期的なモニタリングなどは、公営住宅に対しては巷間よく言われることであり、この会議でも幾つか御指摘があったように思いますので、ちょっとその点に関しては今後の対応ということになるかと思うんですが、明記されたほうがいいようにも思うんですが、いかがでしょうか。ちゃんとモニタリングしていくというようなことですね。

- ○八嶋経営改革担当部長 そのモニタリングの方法というのは、現在はそういった手段が ないというのが現実でございまして、そういったものも検討していきたいというふうに思 っております。
- ○大月部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等いかがでしょうか。

齊藤先生、お願いします。

○齊藤委員 御説明、どうもありがとうございました。

3点ほどあるんですけれども、1点目は、今、浅見先生がおっしゃられたように、やはりちょっと入居の判断基準のプライオリティーのところがちょっと気になりました。やっぱり幅を広げるということと、限りがある枠の中で誰をどう優先していくのかという、誤解を与えてはいけないので、本当に困っている方をきちっと優先するけれども、本当に困っているんだけれども、今まで入居の対象になれていなかった方々にも枠を広げるということがあって、ちょっとここのあたりも今後しっかり議論しておく必要があるかなと思い

ました。これは、先ほど御回答があったので、私もそう思いますということでございます。 2点目、ちょっと気になることがございまして、本文のほうでよろしいんでしょうか、 資料-3、ちょうど4ページの真ん中ぐらいに、「入居者により任意に構成される自治会 は、」というふうにあって、非常に重要な役割を担っているというふうな現状がございま す。それから5ページのほうで、下から7行目、「都営住宅では、多様な入居者が、日常 的な関わり合いや交流を通じて、」ということで、非常に団地自治会が重要ですよという コメントがございます。これは非常によくわかるんです。

そしてその後、次に自治会活動的なことが出てくるのが13ページの自治会活動への支援というところになってまいりまして、多分、都は大原則は自治会で運営していただくと。でも、できない場合は共益費を直接徴収するという仕組みをもって、より自治会の活動、そういう義務的なところを少し和らげながら、本来の自治会活動というんですか、居住者のコミュニティーとかそういうことをより活性化していくために、あえてそこの部分を運用を委託するようなことの方法もありますよというようなニュアンスなんでしょうかということで、つまり、今後、自治会活動、自治会そのものが組織されない、難しいから、自治会運営方式と運営を委託する方式の二本立てでいくのか、やっぱり大原則は自治会なんだと。ただ、自治会活動をしっかりやってもらうためには、あえて義務的な業務を少し減らして、よりそのために本来の自治会的な活動をサポートしていくのかということと、ちょっとニュアンスがもうちょっと明確に打ち出されたらいいんじゃないか。

私としては、自治会活動というのはこういう中で非常に重要なものだと思います。人々が交流していくという意味では、なかなかお金をかけていろいろな委託をしてもできない部分もありますが、そういう活動をしっかりサポートしていくために、希望に応じて共益費の直接徴収という仕組みがあるという意味で、何かそこの自治会活動への支援というニュアンス、もうちょっとここがわかりにくいので、もしそういうことであれば、ちょっと言葉を、自治会活動が円滑に行えるために、推進するために共益費の徴収などの業務を委託することもできるという形で支援していくんだというようなことがよりわかるようにお書きいただいたほうが誤解がないのかなというふうに思いました。

それから、3点目なんですけれども、これは16ページの多世代共生に配慮した都営住宅の整備というところで、その3行目に「また、」というところがあるんですけれども、ここにも自治会活動があって、居住者の利便性向上や自治会活動の活性化に資するよう、自治会活動の活性化に資するように何をするのかなと思ったら、宅配ボックスをつけたり、

防災用機材の保管場所を考えますよという、ちょっと自治会活動の活性化に資するようという部分とうまくつながっていないと思いますので、自治会活動の活性化に資するように具体的にはどういうことを御検討していくのかということをもうちょっと言葉を補足していただけたら、本来伝えたいことがより適正に伝わるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

事務局のほう、お願いいたします。

○八嶋経営改革担当部長 貴重な御意見ありがとうございます。

経営改革担当部長の八嶋でございます。本日もよろしくお願いいたします。済みません、 先ほど名乗り忘れましたので。

3点、御意見頂戴いたしまして、2点目と3点目についてでございますけれども、自治会活動の、これが都営住宅の運営で非常に大きなウエートを占めているという認識はおっしゃるとおりでございまして、表記の仕方につきましてはまた少し工夫をさせていただきたいなというふうに思っておりまして、あくまでも入居者の方々の自治会活動、それが基本になってございまして、ただ、非常に高齢化が進んでいて、例えば草刈りを昔は入居者の方皆さんでやっていただいたものが、出てこられる方がだんだん少なくなってきているとか、電球管球の交換に苦労するとか、そういった部分を補ってさしあげるということで、共益費を東京都が徴収してその業務を代行するという制度を昨年度から開始したというところでございますので、こういった共益費の徴収事務も非常に重要なものではあると思いますし、いわばその自治会活動の肝といいますか、皆様でこれまでやられてこられた作業を代行するということですので、非常に重要な事業ではあると考えてございますけれども、やはり基本は自治会の自主的な活動にあるという認識ではございます。

それから、3つ目の、16ページの入居者の利便性向上や自治会活動の活性化に資するようというところと、宅配ボックス、防災用資機材の保管場所の設置がうまくつながっていないという御指摘でございまして、こちらのほうの表記につきましては少し検討させていただきたいと思ってございますけれども、念頭に置いてございますのは、実は自治会から防災用の資機材を保管しておく倉庫を設置したいという要望が結構多うございまして、そういったものにつきまして、改修ですとか、それから建てかえの際に検討していこうというものでございまして、関係がないということではございませんけれども、よりわかりや

すく表記については検討していきます。

- ○齊藤委員 よろしくお願いいたします。
- ○大月部会長 ありがとうございます。

齊藤先生の御意見の2番目のほうは、自治会活動で運営していくという都営住宅独自の 原則をちゃんと謳った方がいいという表現的な問題ですよね。

あと3番目の御意見のほうも、自治会に期待しているものをちゃんと原則的に明記した上で、プラスアルファの補足としてこの宅配ボックスとか資機材倉庫があるというような表現のほうがいいんじゃないかという御指摘だと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

荒先生、お願いいたします。

○ 荒委員 御説明ありがとうございました。

私のほうから2点ほど意見と質問をさせていただければと思っております。

まず1点目なんですが、高齢者への生活支援サービスのところで、地域を支えるさまざまな主体との連携というふうに書かれておりまして、これに関しては非常に重要だなというふうに思っております。この記載は、地域のさまざまな主体との連携で、高齢者の支援サービスのところに書かれているんですけれども、領域的には、例えば子育て世帯とか若年単身者に対してもこういった連携の中で支援することが可能なのではないかなと考えています。というのは、子育て世代でも、やはり子育ての中で精神疾患を患ったりですとか、あるいはいくところまでいくと虐待というふうな問題がありますし、若年単身者の方は非常にうつ病といったような事象がふえているという実態がございます。そのため、やりようによっては、こういった方々に対する支援というのも広げていけると考えております。

一方で、ただ、誰がハブになるか。こういった福祉的な地域連携というのは非常に重要なんですけれども、ただ、実際、本当に誰がハブとなってどこの領域まで行うかというところを厳密に考えていかないと、なかなかちょっと実態として機能しないという側面も大いというふうに思っております。本当に巡回管理人の方がハブとなって展開できるのかというのはちょっと慎重な検討が必要かなと思っております。

施策の中でも、そのための研修等や採用の強化といったことに触れておりますが、そこはぜひ積極的な検討をお願いできればと思います。また、やり方としては、もう1点、コーディネーターとしての役割に民間の力をどんどん積極的に活用するという方法もあり得

ると思っております。記載では、移動販売のような形で民間事業者を展開するですとか、 あるいはスペースの利用でイベント展開というのはある、それはいいと思うんですけれど も、コーディネーター役として民間を活用するということも場合によってはいいのかなと 思いますので、御検討いただければと思っております。

もう1点、引続き検討を要する課題のところなんですけれども、最後に都営住宅の整備というところで、ちょっとそのハード面のバリューアップというんですか、そういうところも触れられています。やはり支援策、ソフト面の取り組みは非常に重要だと思うんですけれども、結局やっぱり住宅の魅力がそこに伴わないと入居の促進にならないのではないか。実は今回の施策の中でも非常に重要なポイントになっていくのかなと思っておりまして、この点に関しましては、より積極的な検討というのが必要かなと思っております。例えば、宅配ボックスとかも非常にいいとは思うんですけれども、何かもっと、例えばセキュリティー面ですとかも、あるいはICTの活用、ローコストで取り入れるものもあると思いますので、そういった部分の検討もしていけると良いと思いました。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、いかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 御意見ありがとうございます。

1点目の高齢者への生活支援等に関する福祉主体との連携ということでございますけれども、荒先生御指摘のとおり、こういったものというのは子育て世帯ですとか、それから単身の方に対しても非常に有効ではないかということでございまして、私どももその辺は意識してございまして、実は13ページの地域福祉や民間事業者等との連携と巡回管理人の役割等の中で、本文の2行目で、居住支援協議会というふうに書かせていただいてございますけれども、居住支援協議会、それから居住支援法人、居住支援法人の中には、高齢者へのサービスだけではなくて子育て世帯への相談ですとか、ひとり親世帯への支援ですとか、それから単身者への支援、就労支援、そういったような強みも持っている法人もございます。そういったことも意識して入れてはございますし、もう少しわかりやすく、その辺、非常に幅広い分野だと考えてございますので、ちょっと表記のほう、また少し工夫させていただきたいなというふうに思ってございます。

それから、ハブになるキーマンでございますけれども、巡回管理人につきましてはこれ

までの役割を少し超えて、個人的に福祉サービスを行うということではなくて、つなぎ役になっていただくというようなことを意識してもらいたいということで、今、指定管理者であります東京都住宅供給公社と話をしているところでございます。委員おっしゃるとおり、過大に巡回管理人に期待をして、福祉の研修とか講習会を受けてもらってそういった専門的な資質を身につけてもらう、なかなかそれは限界があると思ってございますので、本当にそうしたきっかけと申しましょうか、その地域の福祉主体との連携のきっかけになるぐらいのことをやっていただきたいなというふうに思ってございます。現在、地域のそういったさまざまな福祉主体、地元自治体との調整会議、そういうようなところにも参加をさせてもらっているというところもございますので、その延長かなというふうには考えてございます。ただ、民間の力、コーディネーター役として活用してはどうかというようなところ、非常に参考になりました。検討させていただきたいというふうに思ってございます。

2つ目の16ページのハード面での住宅の魅力向上というところでございますけれども、おっしゃるとおりに、確かに都営住宅、セキュリティー面ではやはりコストの面もございますので、一般の住宅ほどにはできていないというところはございます。それから、ICTを使ったローコストな例えば見守りサービスみたいなもの、そういったことも現在記述ございませんけれども、例えば水道メーターを使って見守りであるとか、今例えば冷蔵庫の開閉で見守りをするとか、そういうような新しい技術も続々とできてきておりますので、そういったようなことも少し念頭に入れて、この中間まとめのほうを考えていきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○大月部会長 よろしいでしょうか。

1番目の御指摘の支援団体との多様な連携を高齢者ばかりでなくという意見、非常に重要だと思っています。14ページの「施策の着実な推進に向けて」というのが多分その前の3番目の高齢、単身、子育て世帯別の施策を推進していくに当たっての総合的な考え方ということで示されていると思いますので、こういうところに先ほどの居住支援協議会とか居住支援法人みたいな部分を入れていかれたら、今みたいな御指摘に対応できるのではないかと思うんですが、そういうことで、そういう方向で御検討いただければと思います。 〇澁谷住宅政策担当部長 住宅政策担当部長の澁谷でございます。よろしくお願いいたします。 本当に重要な御指摘いただきまして、ありがとうございます。

まさに、第4章というのはその1の施策を進める上で共通する事項をここに位置づける ということでございますので、今のような御指摘を受けとめて書くとしたら、まさにここ が最適のところでございますので、ここに書くような方向で考えさせていただきます。

○大月部会長 ありがとうございます。

ほかに御指摘等ございませんでしょうか。

お願いします。

○河端委員 河端です。

全体的によくまとまっていて、とてもよい内容になっていると思います。

私のほうからは2点コメントさせていただきます。

まず、若年単身者という言葉が出てくるのですが、若年というと一般的には20代という イメージがあるのですが、都営住宅の場合の若年というのはもっと幅が広かったように思 います。誤解がないように若年の年齢幅を記載するか、用語解説に追加されると親切だと 思います。

もう1点目は、中間のまとめに記載するかどうかは検討する必要があると思いますが、 適切な広報ときめ細かい情報発信に関して、地図をもっと活用したらどうかと思いました。 例えば、どこに都営住宅があって、どの程度入りやすいのかという情報は地図にするとよ くわかると思います。例えば住戸ごとの応募倍率を地図で見える化すると、ここは近いけ れど倍率が高いから、ちょっと遠いけれど倍率の低いところに応募しようという人がふえ たりして、マッチングが向上するのではないかと思いました。御検討いただければ幸いで す。

○大月部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからいかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 貴重な御意見、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、若年は、都営住宅におきましては60歳以上を高齢者というふうにしてございまして、60歳以上、それ以下が若年という、一応高齢者が60歳以上なので、それより下は若年ということになるんですけれども、やはり語感といいますかその言葉と実態というのが、やはり59歳まで若年ということになりますので、少し感覚的には一般の方にはわかりづらいかなというところもございますので、ちょっと表記に関しましては工夫を

させていただきたいと思います。

それから、2点目の地図を取り入れたらという御意見、大変参考になりました。現在、倍率につきましては、各募集の際のパンフレットの最後のほうに区市町別の倍率というのは掲示させていただいてございまして、そのほか東京都住宅供給公社のホームページで実際の募集の倍率、それは団地ごとに掲載、結果何倍だったかということは掲載させていただいておりますけれども、確かに地図で、面的に目でわかりやすいような形でそういったものを表記しているということはございませんので、今後、倍率等ももう少し、どこが入りやすい、入りにくい、そういうようなところはわかりやすくするようにということで、ホームページ等の改善は考えて検討してございますけれども、その地図というふうなことも一つ検討材料に入れたいというふうに思いました。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

2番目の御指摘に関して14ページの施策の着実な推進に向けての1番目で、きめ細かい 情報発信というのがありますので、そこに今の御意見を酌んだような形で表記されればい いのではないかと思います。

よろしいでしょうか。

お願いします。

〇中山委員 今のお話とちょっと関連しますが、倍率の話が出ていましたけれども、いろいろ募集のジャンルによって難しいとは思うんですけれども、非常に重要なことだと思います。この資料集の中に応募の話のデータはちょっと入っていないようですので、できたら、加えられるのならば、そんな細かいものは必要ないと思いますが、例えば平均何倍ぐらいになっているのかとか、あと当選された方が何度目くらい、5回か10回か私知りませんけれども、平均でどれくらい応募すれば当選されているのか、そういうふうなデータも出せるのであれば、ちょっと資料集に入れておいてもらったらどうかなというふうに思います。今のここでのお答えは要らないです。

それからもう一つ、これは私の知識がないのかもしれませんが、今、政府で進めようとしている外国人労働者の関係なんですけれども、そもそも外国人労働者の方が都営住宅に入りたいと思ったときにどうなるのかというふうなことをちょっと私、存じ上げませんので、それがちょっと気になるのと、今回の流れの中で将来の課題になるのかもしれませんが、そのことについて触れるか、今後の検討課題に書くかどうか、その辺もちょっと御検

討されたらというふうに思います。

以上です。

- ○大月部会長 資料の充実と外国人居住の問題についてということですが、事務局、いかがでしょうか。
- ○八嶋経営改革担当部長 ありがとうございます。

1点目の倍率につきましては、実は7ページのところに、期限つき入居制度が近年応募 倍率が低下傾向にあって、昨年度1.9倍になりましたという記述、若干させていただいて ございますけれども、そのほか、全体の倍率が何倍かとか、そういうようなことに関しま しても記載については検討させていただきたいと思います。

それから、大体当選するまでに何回ぐらい応募されているかということに関しましては、 もうこれは住宅ごとに千差万別でございまして、都心部の1,000倍近いような倍率のとこ ろはそれこそ、不可能ですけれども、1,000回応募しないと当選しないとか、1倍を切っ ているようなところもございますので、応募すれば当選するという団地もございますので、 ちょっとその表記は難しいかなというふうに考えてございます。

それから2つ目の外国人労働者の方ですけれども、基本的には居住要件さえ合えば、都営住宅に通常の都民と同様に応募することができます。実際に都営住宅に住まれている方も非常に近年多くなってきていて、むしろ最近では、そういった外国の方の生活ルールといいますか、例えばごみ出しですとか騒音ですとか、そういうような都営住宅の中でのルール、それの周知ということがなかなか重要になってきてございまして、これも指定管理者でございます公社のほうで多言語対応の翻訳機なんかも昨年から導入してございまして、いろいろ工夫をしている、あと入居するときに住まいのしおりという居住のためのルールを記載しております冊子がございますけれども、それも現在、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語で出しているというところでございまして、そのほかにもさまざまな申請用紙につきましても、ひな形を中国語、韓国語、それから英語で作成するような工夫をしているところでございます。それでもなかなかルールを守っていただけないというような苦情等もございますので、そういった指導、そういったことに力をこれからまたさらに入れていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○大月部会長 よろしいでしょうか。
- ○中山委員 ありがとうございました。

○大月部会長 外国人居住の問題をもし書くとするならば、5番目の引続き検討を要する 課題の中に入れるか入れないか、明示的に入れるのかどうかというのは御検討いただきた いと思うとともに、必ずしも外国人だけではなく、多文化共生社会とか多様性の中の共生 とかそうした文言を出しながら、その中での課題解決とか居住者同士のルールの周知とか、 そういう表現もあり得るのかなと思いますので、今の御意見を参考になさって、その辺を 検討されていただければと思います。

ほかに御意見等いかがでしょうか。

では、河合先生のほうからお願いいたします。

○河合委員 この中間まとめ概要を全体的に見ての感想ですけれども、住宅をしっかりストックを確保して提供していくということでは、大変充実した、よくまとまった案であると思います。

一方で、入居とか範囲を広げていくという、入居させる方向では非常に充実しているんですが、今度はその一旦入った人たちが円滑に退去していくという部分のことについては余り書いていないかなという全体的な印象を受けました。住宅のストックというのは、これは政策として重要ですけれども、それとともに円滑に流通していくという視点も住宅は持っておりまして、円滑に退去して円滑に入居していくという、こういう円滑な流通という視点もこの中で重要かなと思っております。

例えば、退去のときに原状回復でたくさん費用がかかるとか、引っ越しとか、新たな入居をするときの敷金、礼金など、こういう費用的なところが足かせとなって、その建物に居続けなければならないような状況というのもあると思うんです。ですので、そういう住みかえのための支援といいますか、退去の支援というと何か追い出すみたいなんでよくないんですけれども、住みかえの支援というようなこともこの中に含めて一言入れていただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○大月部会長 貴重な御指摘ありがとうございます。 事務局のほうでいかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 御意見ありがとうございます。

現状、現実的にやはり都営住宅にお住まいの方の居住期間は非常に長いというのがデータ的にも出てございます。民間の借家に比べて、民間の場合には統計的に見ますと十二、 三年で退去される方が大部分だということなんですけれども、都営住宅につきましては数 十年住まれる方が非常に多いということで、これは私どもが作成いたしました見える化改革の報告書でございますけれども、都営住宅の居住年数といたしまして、50年以上住まれる方も1万6,000世帯いらっしゃるとか、ついの住みかになられる、どうしてもやはり低額所得者の方々を対象としてございますし、年金生活に入られた高齢者の方というのはなかなか出にくいのかなということがございまして、実際にはなかなか出ていっていただけないというのが現実でございます。

ただ、その中でも、期限つき住宅につきましては10年間という期限を設けまして、これは若年ファミリー世帯を対象に行っているというところでございまして、こういった方々が円滑に、その都営住宅に住まわれている間に蓄えをしていただいて、実際に退去されている理由といたしましては、持ち家を購入されて退去されている方が一番多いということになってございますので、これは理想なのかなというふうに考えてございますけれども、また一方で、期限つき入居の場合には平均居住年数が5年程度というようなことで、実際10年間使わないで退去されている方も多いと。そういうようなこともあって、今回、お子さんの就学期に応じて延長してさしあげて、その期間を少ししっかり長くとっていただいて、制度創設時の、その間に貯金をしていただいて、トランポリンのように都営住宅を活用していただいて退去していただくというような、またその形に近づけたいなというふうに考えているところでございます。

ただ現在、実際に退去される方への住みかえの支援ということでは、具体的には制度としてはございません。東京都住宅供給公社のほうで、退去の際に必要であれば、問い合わせがあれば、公社の一般賃貸住宅、こういったものを御紹介したりとか、それからURの住宅を紹介してさしあげたりというようなことは行っているというふうに聞いてございますけれども、まさに先生おっしゃるように、住みかえの支援ということも大切な視点だと考えてございますので、今後とも公社ともそういったところは検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○大月部会長 いかがでしょうか。
- ○河合委員 はい、ありがとうございました。
- ○大月部会長 引っ越しの支援とか住みかえ支援に関しては、やっぱり住宅困窮者への的確な供給をめぐって、ちゃんとしかるべき人に届くためには住情報を回さなきゃいけないというような表現されるのはあり得るかなと思いますので、引き続き御検討いただければ

と思います。

井上先生、お願いいたします。

○井上委員

ありがとうございます。

都営住宅で福祉的な要素が高くなっている中、福祉の人から見てもなるほどと思える内容と書き方になっていると感じます。その上で、4つほどコメントをさせていただきます。

1つ目は、巡回管理人の役割についてです。本文の10ページの2行目に、「巡回管理人の本務は住宅管理であり、居住する高齢者の見守りを専門的に担うことは容易ではない」と記載をされています。この一文には米印があり、20ページで用語の解説として紹介されています。そこでは、見守りの方法には緩やかな見守り、担当による見守り、専門的な見守りという三つのランクがあると記載されています。都営住宅は巡回管理人を配置する以前は、緩やかな見守りに位置付けられていたと思います。巡回管理人を配置することで、担当による見守りができるようになった。これに対して、地域包括支援センターや社協の専門職は専門的な見守りをしています。巡回管理人は、この専門的な見守りには対応していないと私は理解をしています。巡回管理人を専門的な見守りを目指すのか、担当による見守りを基本として専門職につなぐ立ち位置を目指すのか。この報告案では、そのことが何となくは記載されているのですが。もう少し明瞭に記載したほうがいいのではないかと思いました。関連して、先ほど荒委員がおっしゃっていた民間をもっと入れてはどうかという提案についてです。この場合、住民への個別支援ではなく、地域交流などを民間に委託することがよいと感じます。巡回管理人の負担を地域交流でカバーできるのではないでしょうか。

2つ目が、全体を通じて、介護と福祉の違いが少し混乱して書かれているように感じました。例えば、地域包括ケアと地域共生社会という言葉の整理です。また、介護施設や保育施設、障害者の施設などの誘致は制度内事業ですが、公営住宅で求められている生活支援は決め手となる制度事業がないので制度外事業あるいは社会福祉法人の地域貢献事業として実施している実態があります。そのことへの理解が読んでいてややわかりにくいようです。また、地域包括支援センターと社会福祉協議会は生活支援と密接に関係するので、記述がもう少しあっていいかなと思いました。

3つ目が後ろに記載されている用語解説についてです。訂正と加筆をお願いしたいところがございます。まず、17ページのコミュニティソーシャルワーカーに対する記述ですが、

コミュニティソーシャルワーカーは社会福祉協議会に設置されているので、地域包括支援 センターという記述を、社会福祉協議会や地域包括支援センターと変えていただければと 思います。次に、18ページに地域包括支援センターの説明がありますが、このあたりに社 会福祉協議会についての用語解説があったほうがいいかなと感じます。

4つ目は検討いただきたい事項になります。企画部会では公営住宅に限定して議論をしていますが、審議会では公営住宅の数を増やせないかという御意見が多くありました。そのご意見の実現可能性はともかくとして、公営住宅だけで住宅確保要配慮者の住宅をカバーすることはできないので、居住支援協議会などを初めとする住宅セーフティーネット法との連携や役割分担が必要になっていますので、これについて記述をされたほうがいいのではないのかと感じました。検討いただければと思います。

○大月部会長 ありがとうございます。

4つ、御指摘があったかと思います。いかがでしょうか。

○大月部会長 ありがとうございます。

4つ、御指摘があったかと思います。

- ○井上委員 済みません、いっぱいあって。
- ○大月部会長 いかがでしょうか。
- ○八嶋経営改革担当部長 たくさん御意見、どうもありがとうございます。

済みません、私どもも、井上先生初め、福祉についてまだ今勉強中というところでございますので、正確でないところとかまだ理解できていないところが多々あります。ありがとうございます。

1点目の巡回管理人の役割ということでございますけれども、委員おっしゃるとおり、 巡回管理人にその専門的な見守りをお願いするという気は持ってございません。あくまで も地域の福祉主体とのつなぎ役として機能してもらいたいというふうなことで、そのレベ ルでの研修ですとか講習会、人材育成をしていきたいというふうに考えてございますので、 その辺わかりやすいように明記をしたいというふうに思ってございます。

それから、地域交流を民間に委託をするというようなこと、それはちょっと私、今のと ころそういったところは理解できてございませんので、また時間をとらせていただいてち ょっと御教示いただければ、荒委員もと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから2つ目の介護と福祉が混乱しているということで、申しわけございません、正確に書きたいというふうに思います。介護施設ですとか保育施設などの制度内の事業と、

それから生活支援サービス、これは制度外であるというようなことでわかりにくいという ことでございましたので、そこはもう少しわかりやすく表現をしたいというふうに思って ございます。

それから、用語解説のところは、おっしゃるとおりでございますので、訂正をしたいというふうに思っています。

それから、最後の都営住宅……

○今村都市整備局理事 最後、済みません、私のほうから少し補足させていただきます。 住宅担当理事、今村でございます。きょうはありがとうございます。

新規建設の再開とかいうのが一定の議論としていつもこれ、続いているのはおっしゃるとおりで、なおかつ先生おっしゃるとおり、公営住宅はあくまでセーフティーネットの中核として位置づけておりまして、それと一緒に、おっしゃるとおり、今始まっています登録、いわゆるセーフティーネット住宅、ああいったものをあわせて都民全体への住宅としてのセーフティーネットを構築していくと。その中には、先ほどお話が出たような居住支援協議会のような支部の活用をしながらやっていくというのはおっしゃるとおりですので、どこかにそれ、全体の枠組みみたいな考え方、基本的な考え方を少し記載する方向で検討させていただきたいと思います。それは冒頭のはじめにのところなのか、あるいは最初の都営住宅の役割及び状況なのか、多分ここら辺が座りがいいのではないかなと考えておりますので、改めてそれは文案を考えまして御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

今、ちょうど新しいセーフティーネットをどう運用していくかということをいろいろな ところで考えられているので、その状況もあわせて記述していただけたらということで御 検討をお願いいたします。

ほかに御意見等いかがでしょうか。

では、小田先生お願いします。

○小田委員 御説明ありがとうございました。

全般を通じて、課題の設定、それからその課題に対する対応の方向性は妥当なものだというふうに感じております。これで本当に全てが解決できるのかというのは、これはやってみないとわからないことがあるわけでしょうが、いずれの提案された対策も、少なくと

も課題解決に向けてマイナスの方向のことは出ていないので、ぜひ進めていただければというふうに思います。

その上で、若干気になったこと、もう既に出てきていることですが、基本的な考え方の中で、都営住宅の多世代共生ということが置かれています。これは多分基本的な考え方の3つ目の柱として置かれているものなんだと思います。多世代共生がうまくいっていないのは、高齢化が進んで多世代共生の中核を担っていた自治会が機能低下をしているからだという、こういう位置づけになっていて、その流れから、したがって自治会を支援しないといけないということで、出てきているのは共益費の直接徴収というのが具体的な対策として出てきているわけです。

これのおさまり場所が高齢者への生活支援サービスの向上のところに入っていて、自治会活動を支援するというのは高齢者の生活支援サービスなのかなというと、そうではないんではないかなというふうに思っています。つまり、自治会の機能というのはお互いを支え合う、いろいろなことで支え合うというのもあるのかもしれませんが、その地域の魅力を高める活動であるとか、何かいろいろなことが自治会には期待されているわけで、そういう自治会の活動が活性化することは、もちろん高齢者の生活支援ということにも機能するのかもしれませんが、もっと広い意味を持ったことなんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では、自治会活動への支援というのが何か高齢者の生活支援サービスという枠の中におさまっていることはちょっと違和感を覚えるなというふうに思います。

あわせて、創出用地の活用のところも、本文中、何となく福祉施設を立地するようなことが例示的に出てくるので、高齢者生活支援サービスの向上みたいなところも入ってくるわけですが、この間の会議のときにも私もちょっと発言をさせていただきましたが、空き家でなかなか住戸として埋まらないところを用途転用して、例えばそこで、在宅ではないんだけど仕事ができるような場にちょっと変えてやることで居住者が郊外地にも住んでくれるんじゃないかみたいなことも言わせていただきましたが、創出用地だけではなくて空き家の用途外活用みたいなことなどをやることで、これも高齢者の生活支援サービスではなくて、地域の魅力の向上みたいなこととか、あるいは単身者、子育て世帯がより入居しやすい環境づくりということにもつながってくるのではないかなというふうに思います。

それから、やっぱり全体を通じて感じることなんですが、都営住宅の問題は、一つはそ

のコミュニティーの低下というのもありますが、もう一つはやっぱり社会からの分断化が 進んでいる、やっぱり公営住宅村みたいになってしまって、普通の社会、その他の社会か らの切り離しというのか、それがどうしても進んでいるという現実があるんですが、今回 そのことに対する言及が余りないのが残念だなというふうに思いました。

それからもう一つは、公営住宅の入居者がいつもサービスの受け手だということを前提として何となく全体を書かれているような感じがするんですが、入居者自身が役割を持っていけるような、つまりそのコミュニティーに貢献できるような仕掛けづくりみたいなことをやはり管理を考える上ではやっていく必要があるなというふうに思っていまして、これはすぐ回答が出ることではないので、長期的な課題として掲げていただければというふうに思います。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございました。

大変重要な御指摘だと思うんですが、事務局のほうからいかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 貴重な御意見ありがとうございます。また、全体的に施策、妥 当であるとの評価をいただきました。ぜひ進めてもらいたいということでございますので、 非常にありがたい思いでございます。

御意見でございますけれども、まず自治会の機能でございますけれども、この本文にも出てございますけれども、やはり入居者全体の非常に高齢化が進んでいるということで、その都営住宅で非常に重要な役割を担っている自治会機能が著しく低下してきているということがございます。そのために共益費の直接徴収制度なども始めたというところでございまして、どうしてもちょっと我々の中では自治会イコール高齢化による機能低下というようなことで非常に密接に結びついておりまして、現実的にもそこが一番の課題だというふうに考えてございます。ということで、どうしても高齢者のところに記述をしていくのが流れになっているところでございますけれども、ちょっとその辺、御指摘のとおり、若年世帯に対して、あるいは単身世帯に対して、もうそれは入居者全体の問題でございますので、そういったようなことも、そういった前提がわかるような記載はちょっと考えたいというふうに思います。

それから、空き家の活用ということでございますけれども、現在は仕事をする場とかそ ういったような活用という記載は特にございません。空き家をどういうふうに活用してい くかということにつきましても、ちょっと再度検討させていただきたいと思います。 それから、全体的に都営住宅が村化、分断化しているということに対する答えというところでございますけれども、今回のこの管理制度のあり方についての検討でございますけれども、根底には開かれた都営住宅を目指そうじゃないかというようなことがございます。それは、特に福祉の観点から地域全体の福祉で入居者を見守っていきましょう、支えていきましょうというところがございますし、また都営住宅自体を、例えば集会所ですとか、それから敷地もそうなんですけれども、都営住宅の内外の方にも使っていただけるようなことということで、若干の記載がしてございますけれども、もう少しわかりやすく、その辺は記載を見直したいというふうに思ってございます。

それから、入居者自身が、サービスの受け手だけではなくて、自身に役割があり貢献していくというような視点でございますけれども、そういったこともまさに開かれた都営住宅というようなことで目指していきたいというふうに思ってございますので、5番にというようなお話でございましたけれども、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

自治会の話については齊藤先生からも御意見をいただいています。つまり、自治会の原則的な役割、期待されるべきものというのをどこかで明確に書いておいたほうがいいような気もするんです。例えば、13ページに高齢者への対応の一施策として自治会支援と書いてありますが、これはこれで重要だと思うんですが、それを例えば次のページの14ページの施策の着実な推進に向けてみたいなところに、一つ根幹的に自治会についての期待と支援策みたいなのが書かれていたりするのもありかなとちょっと思ったので、付言させていただきます。

あわせて、15ページには「地域における都営住宅の在り方」というのがありますので、 先ほど来いろいろな御指摘がある中で、やはり都営住宅が地域の住宅すごろくの一つとし てどう機能するという視点からの書きっぷりも加えていくのがいいのではないのかなと思 いましたので、ちょっと意見を付け加えさせていただきます。どうぞ御検討よろしくお願 いいたします。

では、有田先生、お願いいたします。

○有田部会長代理 御説明ありがとうございました。

全体として、大変よく校正していただいていると感じましたし、私のほうから内容の文 言について具体的に何か御要望させていただくことはないんですが、1つだけ、ちょっと 感想めいた内容になってしまって恐縮なんですけれども、気づいた点を申し上げさせてい ただきたいと思います。

具体的には、資料-3の14ページ目の適切な広報ときめ細かい情報発信のところを見て感じたことなんですが、今ちょうど小田委員からの地域から分断されてないかという御指摘に対して、地域に開かれた住宅を目指されているという御回答もあったんですけれども、ちょうどこの情報発信のところに、まさに「応募者のみならず、都民に幅広く都営住宅の存在意義やソフト・ハード両面の先駆的な取組などを知ってもらえるよう、イメージアップ戦略についても」というふうに書いていただいているのと、それから情報発信に際して十分にきめ細かな配慮と書いていただいていて、まさにそのとおりだと感じた次第です。

私が感想めいたというふうに申し上げたのは、この都営住宅と直接何の関係もないんですけれども、たまたま私の研究室でもよく立地にかかわる紛争のことを調査する機会がございまして、新規に保育所を建てる、立地ニーズは高いんだけれども、新規に立地させようとするといろいろ昨今紛争が生じているということを報道されていたりとか、あるいは都心部の某所で児童相談所の立地に関して非常に紛争が起きたりと、そういうことを伺っています。

それは特殊ケースだと考えればよろしいのかもしれないんですが、さまざまなところで、 先ほども多様性とか共生というそういうキーワードを部会長からも出していただきました し、インクルーシブな社会とかいろんなそういう社会の価値観についてはいろいろ議論は されているんですけれども、実際に具体的な地域の現場で地域の社会の方々が都営住宅団 地の存在意義をちゃんと理解していただいた上で、都営住宅団地を通じてどういう社会を、 あるいはどういう社会の価値観を実現しようとしているかということについて、きちっと 都民の方々に御理解いただくような情報発信というのは重要だと改めて感じた次第ですし、 逆にそれは大変難しいことだなというふうにも感じました。感想めいた内容で恐縮なんで すけれども、まさにこれからますます地域に開かれた都営住宅にしていこうといったとき に、そういった意味で都営住宅の存在意義というのを御理解いただくという意味で、まさ に公平性とか政策目的とかあるいは政策広報に関してどういうふうにアカウンタビリティーを維持するかというのは大切だなというふうに感じた次第です。

感想で恐縮です。

○大月部会長 非常に骨太な御感想をありがとうございます。事務局のほうから特に何かございましたら。

- ○今村都市整備局理事 では、一言だけ。
- ○大月部会長 お願いいたします。

○今村都市整備局理事 ありがとうございます。基本的に受けとめさせていただきたいと思いますが、ちょっとあれなんですけれども、例えばこれの最初のほうなんですけれども、例えば建てかえのときには、基本的に昔は各団地ごとで一団地認定外さないでそのまま建てかえてた例が非常に多かったんですけれども、今はもう各市とか区の地区計画と整合を図りながら建てかえるという例のほうがある意味ほとんどでして、ですから都営住宅の敷地は公有地なんですけれども、居住者のためだけではなくて、その町全体の中でどうやってその空間を生かしていくか。それで、その空間を生かす中で、居住者と周囲の人の交流をどう図っていくかという視点が我々としても大きな課題といいますか大事な価値観として今は持つようになってきていますので、例えばそういうことを一つ突破口にしながら、今、有田先生のおっしゃったような理解を深めていただく、それからよりインクルーシブな空間あるいは地域社会がそこで実現していくような方向にぜひしていきたいなと思っていますので、それを今回のこの中である程度表現できるのであれば、それはまた少し工夫していきたいなと思っていますので、また引き続き御意見よろしくお願いいたします。○大月部会長 ありがとうございます。

都営住宅のあり方自体についての格調の高い前文みたいなのができると、有田先生の御 指摘を踏まえて非常にいいんじゃないかと思います。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

では、原先生お願いします。

○原専門委員 各先生方がもう十分言われていることなので若干重複するんですけれども、この11ページから13ページの今後の具体的施策の展開の方向性で、1つは子育て世帯、2つは単身者、3つは高齢者という課題に沿った形での方向性ですぱっと切り分けて大変見やすい形になっているんですが、この3の高齢者への生活サービスというものの内容を見ますと、例えば移動販売のような生活支援サービス、こちらは単身者という方のためのサービスでもあるわけです。それから、地域に開かれたイベント実施、それはまさしく今までの先生方の言われたような地域に開かれた都営住宅の今後の役割を担っているわけでございます。

そういう意味からいいますと、この高齢者への生活支援サービスの向上という表題がついておりますけれども、実際の中身は、そうした今後の都営住宅の方向性、地域に開かれ

た各般のサービスの提供という内容が既に盛り込まれているものでございますので、ちょっと焦点はぼけるかもしれないんですけど、高齢者に焦点づけた支援サービスの向上というような書きぶりよりは、高齢者を初めとする地域に開かれた各般の生活支援サービスの向上、課題もそれに連動するわけですけれども、そうしたような方向性がこれ実際の書いてある実態なのではないのかなという感想を持っておりまして、そういう書きぶりになるとちょっと3つの課題整理の中で焦点がぼける部分はあるんですが、書いてある内容は全体について提供している提案なのではないか、書きぶりなのではないのかなという感想を持ってございます。

以上でございます。

○大月部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、いかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 貴重な御意見、ありがとうございます。

どうしても、3つの視点からということで今回諮問をさせていただいてございまして、 それぞれについての課題と具体的な対応策ということでございますので、どこかの箇所に 入れていかなければいけないというふうなところがちょっとございまして、先ほど来、例 えば福祉のお話ですとか、それから自治会も高齢者だけじゃなくて若い方や単身の方に対 しても非常に重要な役割であるとか、やはり別に高齢者に限らず入居者全体にかかわって いることではないかというような御指摘を頂戴してございますので、それらとあわせまし て、どうしてもやはり中心的に配置させていただくというところは出てございますけれど も、そうではなくて、そのほかの対象の方についても関係してきているんだというような ことがちょっとわかるような表現を考えてみたいと思います。

以上です。

○大月部会長 ありがとうございます。

現時点では高齢者への生活支援サービスの向上とあるのを、例えば高齢化している都営 住宅での生活支援サービスとするなどの、御検討をいただければと思います。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

ここでちょっと私のほうから1点、非常に瑣末かもしれませんが、今日いただいた資料 -2の概要版の一番最初のIの一番上の真ん中に2というのがあって、高齢化・単身化と いうのがあります。その中で、全体の高齢化の記述にかかわるところで、名義人が65歳以 上の世帯が67%で、その半数が単身世帯というふうな表記があって、あと知事からの諮問 文自体は資料-3の22ページの中に同様の記述があって、都営住宅においても名義人が75歳と、今度は75歳という表記になって、それが4割を超えると書いてあったり、あとこの最初の「はじめに」の3ページの8行目ぐらいで、名義人が75歳以上は4割という表記があったり、一番詳しくは5ページ目の2の高齢化・単身化の章の第2段落目で、ここは詳しく65歳以上が67%で75歳が4割を超えて、それぞれ半数が単身者でと。

この表現はそれぞれ正しいとは思うんですけれども、ぱっと見たときにこっちが65歳でこっちが75歳で、片や六十何%で片や4割とかって書いてあるのが若干ややこしいので、この辺はちょっと整理いただければよりわかりやすいものになるのではないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○澁谷住宅政策担当部長 整理させていただきます。
- ○大月部会長 あと許された時間15分ほどございますが。 では、荒先生お願いいたします。
- ○荒委員 すみません、たびたび。

15ページの都営住宅の管理制度についてという中の一番最後の段落なんですけど、ちょっと意見です。「子育て世帯に供給する場合、その政策効果は、子供が成長し、成人し、親の世代になった際に始めて明らかになる場合」というのがあるんですけど、ちょっと正直わかりづらい印象を持っています。どういうことなんだろうなというのと、あと高校まで広げるという中で、成人というのは結構近しい感覚が起きるんですけれども、例えばもっと幼少期から住んだ場合、本当にこの政策は逆に評価できるのかなという疑問があったりもします。

何かもっとシンプルな記載でいいのかなと思っていて、例えば今回、住宅困窮者への的確な供給ということが一番の目的だとすれば、住宅困窮からどういうふうに世帯が抜け出せたというか、どういうふうに回復できたのかというのがまず第1評価としてあって、第2評価として、それが子育てのためにどういう影響を与えたのか。例えば、住宅の費用が軽減できたため何らかの教育的なものに充てられることができたとか、何かそういったシンプルな評価でいいのかなと思いましたので、お伝えさせていただきます。

- ○大月部会長 ありがとうございます。
- 事務局のほうから、いかがでしょうか。

○八嶋経営改革担当部長 どうもありがとうございます。

荒委員御指摘のとおり、ちょっとわかりにくい表現ございますけれども、おっしゃると

おり、住宅困窮世帯、また低額所得者層から抜け出せたかどうかということがシンプルに言えば政策評価になろうかと思ってございまして、子供が負の連鎖的に貧困から抜け出せないというようなことがなくて、まさに御指摘のとおり、都営住宅にいる間にお金を貯めて、そこから抜け出し、教育にお金をかけることができて、収入も高い収入を得ることができるというふうに成長していっていただいたかどうかというのが、端的に言えばそれが評価になるのかなというふうに考えてございまして、ただ余り直接的に書くのもなかなか難しい面がございまして、そうは言いましても、もう少しわかりやすくちょっと表記のほうは工夫したいと思います。

以上です。

○大月部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

では、齊藤先生お願いします。

○齊藤委員 16ページのところなんですけど、余り大きな議論ではないから先ほど言わなかったんですけど、使用料設定における利便性係数の再検討等というところの2つ目の段落、「また、入居者によるリフォームを一定の範囲内で認める等の魅力付けを選択的に行うことで」という記述があるんですけれども、ちょっと教えてほしいんですけれども、今はリフォームを一切してはいけないということなんでしょうか。あるいはこの記述は、リフォームを一定の範囲内でした場合に現状復旧をしなくていいと、そのまま退去していいですよというような新しい制度という意味なんでしょうかということで、それによって大分、誤解を与えてはいけないので、ちょっとそこをまず教えていただけたらと思います。

- ○大月部会長 では、事務局の説明をお願いします。
- ○八嶋経営改革担当部長 ありがとうございます。

現在でございますけれども、基本的には勝手にリフォームするということはできませんで、模様替という公営住宅法の制度がございまして、これは申請をしていただいてそれを許可するという形で、例えばバリアフリー化ですとか、それから家具の耐震のための金具をつけたりとか、そういったものを一つ一つ申請をしていただく。軽微なものは必要ないんですけれども、また例えばトイレをウォシュレットにするような場合も事前に申請をしていただいてございます。これは、公有財産に加工を加えるというような側面もございますし、また工事の際に騒音で近隣に迷惑がかかるというようなこともございますので、そういった手続をとらせていただいているという側面はございます。

ということで自由ではございませんので、今回このリフォームを一定の範囲内で認めるということにつきましては、これは新規の事業というふうに考えてございまして、ただその後、やはり違う方が入居するということが想定される場合には現状復旧をしていただくというのが原則になりますので、そうならない、建てかえを予定している、もう次の入居者が入ってこられないような方を現在は想定をしてございます。

○齊藤委員 ちょっと確認ですが、そうすると今できる範囲よりももっと広げると、リフォームの範囲、もうちょっと模様替といわれるものの範囲を超えてリフォームになると。 今の例に挙げられたことはリフォームの範囲だと思うんですけれども、もう少し幅広くできるようになって、状況によっては現状復旧をしなくていいというものを認めていきましょうということでよろしいんでしょうか。

- ○八嶋経営改革担当部長 はい。
- ○齊藤委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○大月部会長 その辺はもうちょっとクリアに書くことはできないですかね。模様替と、ここで言ってらっしゃるリフォームを一定の範囲内で認めることの違い、何かそういうものがあったほうが、せっかくここに記述するのであれば、現状ではこうだけどこういう事情に対応するためにさらにこういう検討を加えますという前向きな表現になり得るのかなとちょっと思ったんですけど。
- ○八嶋経営改革担当部長 現在の小規模な必要最低限の模様替を想定した、魅力を高める、 魅力づけをしていくというためのまた新しい施策ですので、もうちょっと大胆に、自分の 好きなような住宅の仕様にできるというようなことがわかるような表記に改めたいと思い ます。
- ○齊藤委員 ありがとうございます。
- ○大月部会長 御検討よろしくお願いいたします。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

今日いただいた御意見をもとに事務局と修正案を作成したいと思います。今後、取りまとめということになりますので、本日御欠席の委員の先生方からも別途御意見をいただくというふうに思っております。

中間まとめの素案の修正案につきましては、委員の皆様に一度お送りいたしまして、ご 覧いただいた上で次の審議会で報告することになります。具体的な修正の内容につきまし ては、私と有田部会長代理、そして事務局で相談して対応するというような形にしたいと 思いますが、御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大月部会長 ありがとうございます。では、そういう形で進めさせていただきます。

それでは、最後の議題となります3番目のその他といたしまして、今後の次回企画部会の予定などについて事務局から御説明をお願いいたします。

○増田住宅政策課長 本日はさまざまな御意見いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の審議に関しまして、さらにお気づきの点、後ほどで結構ですので、御意見、お考えがございましたら、1週間後の1月25日金曜日までに事務局までメールやファクスでお送りいただければと思います。なお、所定の様式は本日お手元にお配りしておりますが、任意の様式で結構ですのでよろしくお願いします。

なお、今後の予定ですが、お手元の右上の資料-4審議会スケジュールにございますように、来月の2月7日木曜日午前9時半から平成30年度第2回の住宅政策審議会を開催予定しておりまして、本日の企画部会案を提出の上、御審議をいただく予定としております。その後、審議会のまとめを中間のまとめという形でパブリックコメントにかけていきたいと考えております。また、年度が明けまして4月ごろの開催を予定しております次回の企画部会で、またパブリックコメント等いただいた御意見をもとに必要な修正を加えたものを答申素案の案としまして審議会で御議論いただく予定としております。

事務局からは以上です。

○大月部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから次回の予定につきまして説明がありました。委員の皆様にお かれましては、御予定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の審議は終了させていただきます。長時間にわたる議 事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

午前11時18分閉会